

原子力施設の運転経験反映のための取組みについて

(国内外の事故トラブル及び海外の規制動向に係る情報の収集・分析等の進め方)

平成26年5月2日

原子力規制庁

原子炉安全専門審査会(炉安審)及び核燃料安全専門審査会(燃安審)が設置され、調査審議に係る当面の指示事項として、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について助言を行うこととなった。

原子力規制委員会は、平成25年2月より原子力安全に関する情報を収集・評価し、適時に規制に反映させる取組を進めてきたところであるが(参考参照)、本年3月に原子力安全基盤機構と統合されたこともあり、改めてその進め方について、見直しを行う。

1. 原子力規制庁の行う国内外の事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報の収集・分析

(1) 基礎的な情報整理

米国原子力規制委員会(NRC)や国際原子力機関(IAEA)の事故情報並びに原子力規制庁が把握している国内のトラブル情報等を入手し、以下の二段階のスクリーニングを実施する。なお、入手する情報の範囲については、適宜その拡充を図っていくものとする。

➤ 1次スクリーニング

我が国の安全規制に関連する可能性のある情報を「検討安全情報」として抽出

➤ 2次スクリーニング

「検討安全情報」のうち、何らかの対応が必要な情報を「要対応技術情報」の候補として抽出

(2) 規制庁における対応方針(案)の検討・整理

(1)においてスクリーニングされた「要対応技術情報」の候補に対してその内容を検討し、「要対応技術情報」としたものについては、その対応方針(案)を検討、整理する。

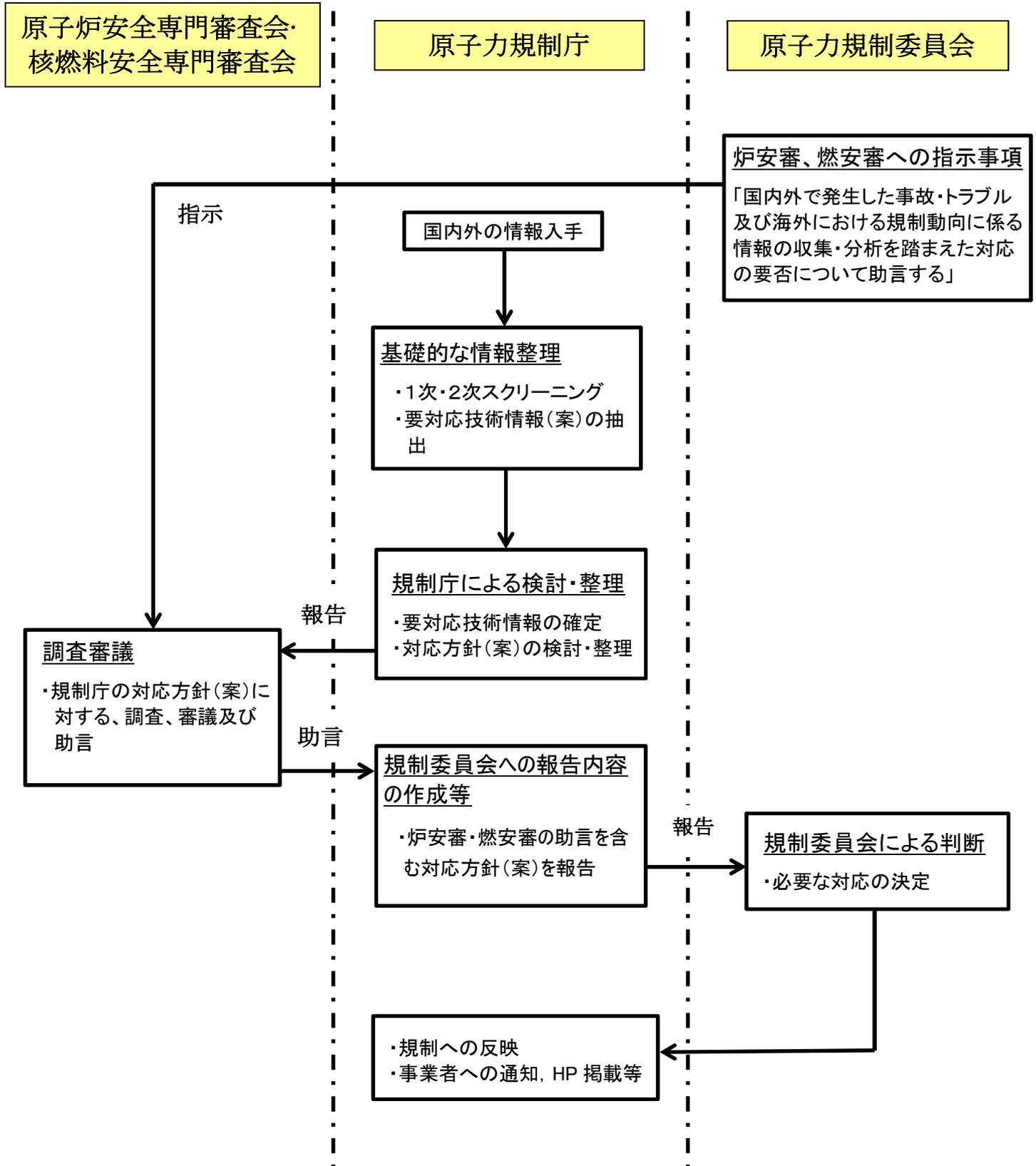
その上で、これらの情報や対応方針(案)等に関し、炉安審、燃安審に定期的(四半期毎を目途)に報告を行い、助言を求める。

2. 原子力規制委員会による判断

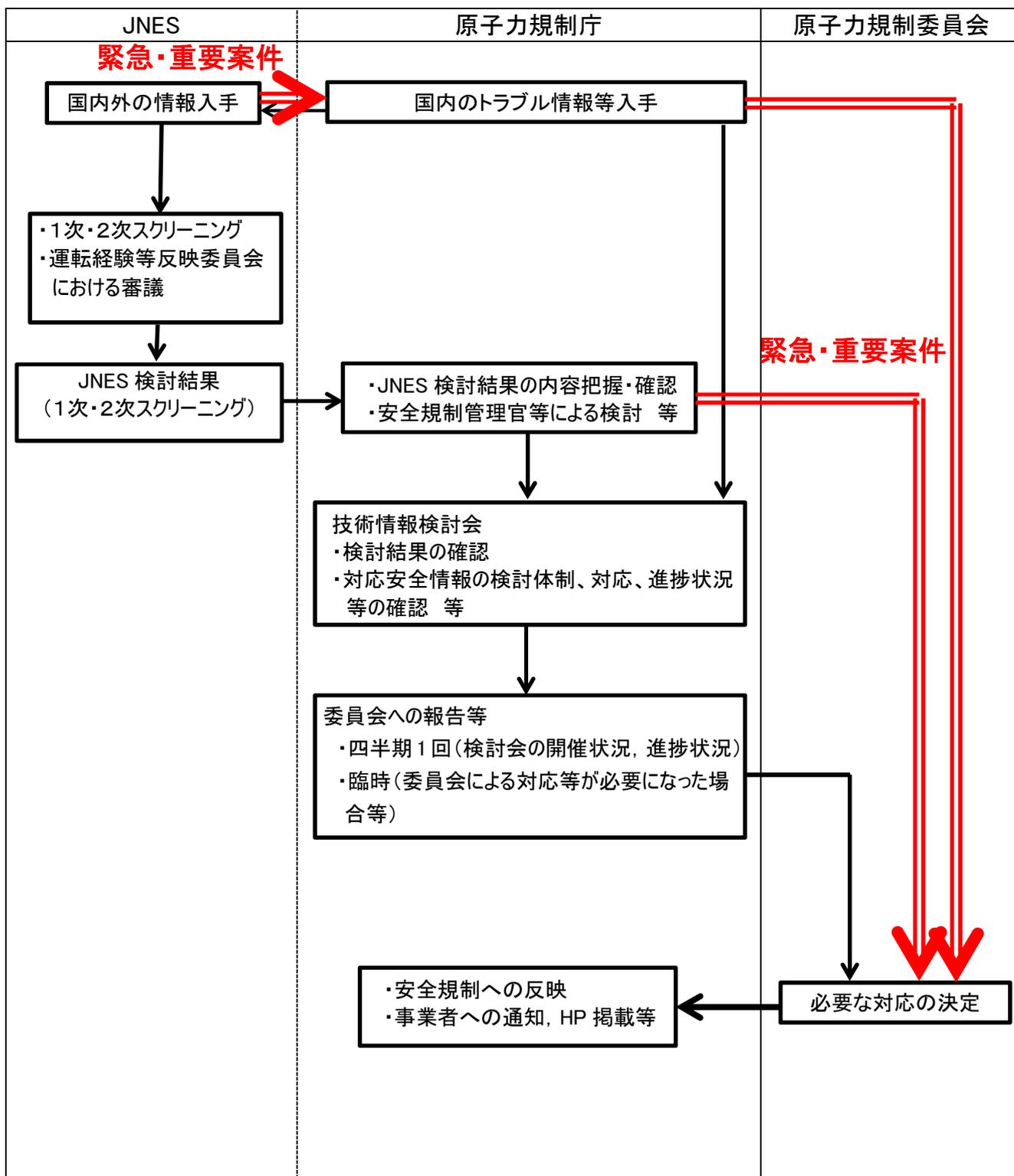
原子力規制庁は、炉安審、燃安審による助言も含め、原子力規制委員会に定期的に報告を行い、必要な対応を求める。

以上

原子力施設の運転経験反映の進め方



(参考)従来の原子力施設の運転経験反映のための情報の流れ



(第 28 回原子力規制委員会(平成 25 年 2 月 13 日)資料より抜粋)